

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所が利用者に対して指定居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービス内容等次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	社会福祉法人忍野村社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒401-0511 南都留郡忍野村忍草1445番地1
代表者（職名・氏名）	会長 大森 彦一
設立年月日	昭和58年9月14日
電話番号	0555-84-4121

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	忍野村居宅介護支援事業所	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒401-0511 南都留郡忍野村忍草1445番地1	
電話番号	0555-20-5020	
指定年月日・事業所番号	平成19年 4月 1日指定	1971300460
管理者の氏名	渡邊 正子	
通常の事業の実施地域	忍野村・山中湖村・富士吉田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態になった利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容等

（1）提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 医療系サービスの利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- 訪問介護事業所等から伝達された服薬状況や口腔に関する事等モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行います。
- 障害福祉サービスを利用した方が、介護保険サービスを利用する場合等に、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 要介護（要支援）介護認定の更新又は区分変更において利用者及びそのご家族より依頼を受けた場合には申請代行します。
- 介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

（２）確認事項

- 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めること、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- 入院した場合は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供していただく必要があります。
- 当事業所の前６か月間に作成したケアプランの総数のうち訪問介護等の利用割合と、サービス事業者ごとの位置づけの割合について説明を行います。
（別紙参照）

５．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで ただし、希望に応じて、土、日及び祝日についても可能な体制を整えるものとします。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	２人	０人	２人

７．利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、１ヵ月につき要介護度に応じて以下の料金をお支払いいただき、当事業者は指定居宅介護支援提供証明書

けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

相談窓口	電話番号 0555-20-5020 管理者 渡邊 正子
------	--------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

忍野村福祉保健課 介護保険担当	所在地 忍野村忍草1445-1 電話番号 05555-84-7795 受付時間 8:30 ~ 17:15
富士吉田市健康長寿課 介護保険係	所在地 富士吉田市下吉田6-1-1 電話番号 0555-22-1111 (内線) 435 受付時間 8:30 ~ 17:15
山中湖村いきいき健康課 介護保険係	所在地 山中湖村山中237-1 電話番号 0555-62-9976 受付時間 8:30 ~ 17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険係	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電話番号 055-233-9021 (相談窓口専用) 受付時間 9:00 ~ 16:00 (水曜日)
山梨県運営適正化委員会	所在地 甲府市北新2-1-22 電話番号 055-254-8610 受付時間 8:30 ~ 17:00

14. ハラスメント防止に関する取り組み

(1) 当事業所は、ハラスメントの発生又はその防止の為に、次の措置を講ずると共に、ハラスメントを受けたと思われる職員又は関係者を発見した場合は、速やかに調査を行い、事実関係を明らかにします。

- 1) ハラスメント防止に関する指針を策定する。
- 2) 職員を対象としたハラスメント防止に関する定期的な研修を実施する。

(2) 調査の結果、ハラスメントが行われたと認められた場合には、関係機関と連携性して厳正に対処を行います。

(3) 下記の代表的なハラスメント例を基に、時代の変遷により変化する価値観の中で、利用者及び代理人、関係者はこれに類するハラスメント行為を行わないものとする。

ハラスメント例	概要
セクシャルハラスメント	性的なものを連想させる言動によって、相手方に不快感を与えるもの。
マタニティハラスメント	妊娠、出産、育児等を理由に、相手方に不快感を与える言動を行ったり、不利益を与えたりするもの。
パワーハラスメント	職務上の地位や、社会的権限を利用して、相手方に不快感や不利益を与えるもの。
カスタマーハラスメント	顧客や取引先など（以下「顧客等」）からの理不尽なクレームや、不当な要求、暴力的な言動や、侮辱的な発言等により相手方に不快感や不利益を与えたり、周囲に対して迷惑な行為をしたりするもの。

15. その他運営についての留意事項

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り

早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

(2) 当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、職場においておこなわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事 業 者 住 所 忍野村忍草1445-1

法人名 社会福祉法人忍野村社会福祉協議会

説明者 印

私は、本書面により事業所説明者から居宅介護支援について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住 所 忍野村

氏 名 印

代理人 住 所 忍野村

氏 名 印

本人との続柄

令和 年 月 日

緊急時 ・ 事故発生時の連絡先

利用者氏名

住 所 忍野村

電話番号

区 分	続柄 ・ 氏名	電話番号	備 考（携帯等）
家 族①	（続柄）	0 5 5 5 -	
家 族②	（続柄）	0 5 5 5 -	
病 院①	病院名	0 5 5 5 -	
	医師名		
病 院②	病院名	0 5 5 5 -	
	医師名		
居宅介護支 援事業所	事業所名 忍野村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	0 5 5 5 - 2 0 - 5 0 2 0	
	担当者名		
保 険 者 （市町村）	市町村名 忍野村	0 5 5 5 - 8 4 - 7 7 9 5	
	担当部所 福祉保健課		